

目黒区空家等対策審議会傍聴要綱

平成30年4月1日付け目都整第392号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区空家等対策審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し円滑かつ公正な議事運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会は、目黒区情報公開条例(平成12年12月目黒区条例第58号)第7条に規定する不開示情報に係る調査審議をする場合その他審議会が公開することが適当でないと認める場合は、会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第3条 審議会の議事を傍聴しようとする者は、会議の事前に、別記様式による傍聴人名簿に自己の住所及び氏名を記入し、係員に提示して、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴者は、会長の指示する席に着かなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ヘルメットの類を携帯又は着用している者
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(定員)

第5条 傍聴人の数は、会長が定める。

(議場の立入禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 鉢巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (5) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (6) 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者については、この限りでない。

(反則の取締り)

第9条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会長は、これに退場を命ずることができる。

第10条 会長が会議を非公開とすることを宣言し、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。